

志布志市津波防災地域づくり 推進計画 概要版

理念: 犠牲者ゼロを目指し、市民、港湾関係者、来訪者 すべての人が安全に避難できる地域づくり



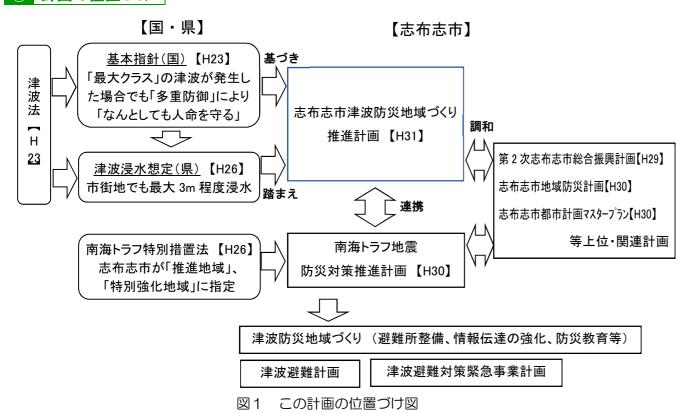
平成31年3月

1. 推進計画の目的と位置づけ

① 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「最大クラス」の津波(本市においては南海トラフ) の巨大地震)による被害の防止・軽減を図るため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」によ る津波に強いまちづくりを目指すための指針となることを目的とします。

② 計画の位置づけ



③ 推進計画区域

• 津波防災まちづくりは津波浸水想定区域外も含めて総合的に推進すべきことから、本計画に定める事業・事 務の範囲を含む推進計画区域は、市域全域とします。

2. 沿岸部の現況とこれまでの取組

① 志布志市の歴史

・志布志市内の津波による詳細な被害記録は残っていませんが、概ね 100~150 年間隔で発生するとされる 南海トラフの地震や日向灘の地震で津波被害が生じた可能性があると考えられます。

② これまでの津波対策

・ 志布志市は、津波避難マニュアルや津波防災マップの作成、 避難経路の整備、標高表示板の設置、防災教育、防災行政無 線のデジタル化整備等の地震・津波防災施策を実施していま





標高表示板

3. 津波防災地域づくりの課題

① 浸水想定区域

- ・市内では、住宅地でも最大 3m 程度の浸水が想定さ れ、浸水想定区域(555.9ha)内の人口は 3,700 人程度、就業者数は約3,000人です。
- ・津波到達時間は最短35分と想定されています。
- ・津波による浸水は、洪水や高潮と異なり、波力がある ため、数十cm 程度の浸水深であっても死亡や家屋全 壊等の被害につながります。このため、浸水深に関わ らず、津波による浸水想定区域は危険であり、避難が 必要な区域です。

② 避難困難地域

- 住宅地の最大避難距離を 500m とすると、右図の濃 い赤色の範囲が避難困難地域となります。
- 今後、避難困難地域解消のため、津波避難施設の整備 を進めていきます。

③ 避難の留意点

- ・地震の揺れにより、家屋が倒壊したり、家具が倒れ、 すぐに避難できないおそれがあります。また、がけ地 が崩れるおそれがあります。
- ・液状化により、ドア等が開かなくなったり、道路が浸 水・陥没して避難に支障を来たすおそれがあります。



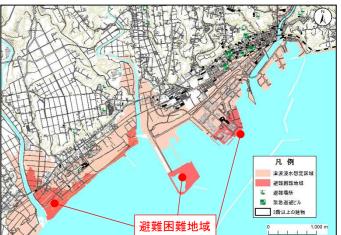
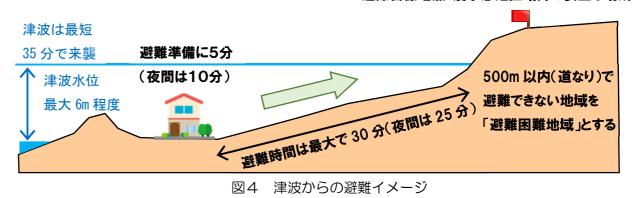


図3 避難困難地域

- ・南海トラフの巨大地震だけでなく、種子島東方沖地震等他の地震でも、南海トラフの巨大地震に比べて規模は 小さいですが津波が発生します。この場合、震源が近いと津波到達時間がより早いことが想定されます。
- この計画では南海トラフの巨大地震を対象とし「浸水想定区域内の人は津波が到達するまでに避難場所まで逃 げる」としていますが、種子島東方沖地震等では「海岸付近では屋外は危ないので自宅の2階以上に避難する」 というように逃げ方の使い分けが必要です。

避難目標地点:浸水想定区域外の安全な場所



④ 要配慮者利用施設

• 市内には、浸水想定区域内に要配慮者利用施設(老人ホーム、保育園、病院等)があります。これらの施設では、避難に時間を要することが考えられるため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が必要です。

⑤ 来訪者

・市内には、多くの来訪者が訪れる施設(フェリーターミナル、しおかぜ公園等)があるため、避難看板等により、避難の必要性、避難先等に関する情報の提供が必要です。

⑥ 志布志港

・重要港湾である志布志港は、海上輸送拠点として位置づけられており、本市のみならず周辺被災地の復興促進 のためにも、早期復旧が必要です。

⑦ 地区ごとの課題

・地区ごとに津波防災に関する以下のような課題があります。

(1) 東区、志布志区、香月区



- ・浸水想定区域内に約2,900人が居住
- 浸水想定区域外(高台)までの距離が500m以上となる地域があり、緊急退避ビルへの避難について周知が必要

(2) 夏井陣岳区



・浸水想定区域内に約 100 人が居住

(3) 志布志港



- ・浸水想定区域内に約1,200人が就業し、その他フェリーの旅客等の多くの外来者が時間帯によっては多く滞留しているため、標識の設置等が必要
- ・志布志港内には避難困難地域内があり、津波避難施設の整備が必要

(4) 安楽校区、有明校区、通山校区



- ・浸水想定区域内に約800人が居住
- 押切西地区では避難困難地域があり、津波避難施設の整備や避難支援が必要

となる。				
		津波浸水想定区域		土砂災害警戒区域
		避難困難地域		土砂災害特別警戒区域
	標高		\$	避難所
		10m未満		3階以上の建物

4. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

・この計画の理念は、「第2次志布志市総合振興計画」のまちづくりの基本理念である「"志"あふれるまち」を踏まえ設定しました。

5. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

- ・今後想定される人口減少を受け、都市の集約 化を図る立地適正化を見据え、津波防災地域 づくりに十分配慮した土地利用の考え方(将 来像)について、今後、都市計画マスタープ ラン等と整合を図りながら検討することが必 要です。
- ・土地利用の考え方として、志布志港や従来の 市街地(観光、商業施設等が立地)では、防 災対策に配慮のうえ地域の活性化を図るとと もに、高台においては今後の地域拠点として 要配慮者利用施設や要配慮者が居住する「避 難する必要のない安全・安心な」住宅等とす ることが考えられます。



図5 土地利用の考え方のイメージ

6. 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

• 津波防災地域づくりを進めるための施策は以下のとおりです。

①津波避難施設の整備

「津波避難対策緊急事業計画」、「南海トラフ地震 防災対策推進計画」に位置づけられている下記の津 波避難施設の整備を進めます。

- 若浜避難高台
- 新若浜避難施設
- 押切西津波避難施設

②意識啓発

これまで行ってきた、防災教育、防災訓練、標高表示板の設置等の意識啓発については、今後も継続的に進めるとともに、津波の恐ろしさや避難の方法等について、地域の実情に応じたワークショップ等を実施します。

③情報伝達

津波情報等について市民への情報伝達を確実に 行うとともに、浸水想定区域内の集客施設の管理 者に、情報伝達手段を確保するとともに、利用客 への情報伝達マニュアルを定めるよう促進しま

4円滑な避難のための事前対策

避難の支障にならないよう、家具類の転倒防止や耐震化を促進します。

7. 推進計画実現に向けた今後の進め方

- 今後も継続的に、津波からの安全かつ迅速な避難促進のため、より効果的な意識啓発を推進するとともに、 要配慮者の安全かつ迅速な避難促進のため、個別支援計画のほか、要配慮者利用施設(老人ホーム、保育園、 病院等)における避難確保計画の作成支援を行うことが重要です。
- 社会情勢や災害リスクの変化に伴い、津波に関する施策の見直し等が必要になった場合は、必要に応じ適宜この計画の見直しを検討します。



南海トラフの巨大地震が発生しても、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」により犠牲者ゼロを目指し、市民、港湾関係者、来訪者すべての人が安全に避難できる津波防災地域づくりを目指します。